

アドバイザーボードメンバー 規約

外部識者の様々な視点からの意見、助言を求めためジャパンワンヘルスネットワーク財団内に、アドバイザーボードを設置する。

[目的]

ジャパンワンヘルスネットワーク財団の事業運営について、広い見識と経験を有する専門家から、様々な視点からの意見、助言を得ることを目的として、ジャパンワンヘルスネットワーク財団アドバイザーボード（以下、アドバイザーボードとする）を設置する。

[委嘱]

アドバイザーボードメンバーは、評議員会が委嘱する。

[座長]

アドバイザーボード座長は、代表理事が兼務することとする。

[開催]

アドバイザーボード会議は、アドバイザーボード座長が招集する。

[任期]

アドバイザーボードメンバーの任期は2年とするが、再任することができる。

[任務]

アドバイザーボードメンバーは、財団の行う事業全般に加え、財団が受ける各種団体、企業からの相談案件、共同研究などについて座長からの要請により、アドバイス、助言、支援を行う。

[守秘義務]

アドバイザーボードメンバーは、任期中および任期後も、任務上知りえた情報は守秘し、アドバイザーボードでの検討以外の目的に利用してはならない。

[庶務]

就任に際して報酬は発生しないものとする。ただし、職務を行う際は、別途定める財団の規定に沿って報酬、交通費を支払う。

一般財団法人ジャパンワンヘルスネットワーク財団
財団理事会・評議員会承認:2022年9月1日
文書作成:2022年9月1日